

国家工商行政管理総局の 登録商標専用権質権登記手続に関する規定

2009年9月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局の登録商標専用権質権登記手続に関する規定

工商標字〔2009〕182号

第一条 商標専用権の無形資産としての価値を十分に発揮させ、経済発展を促進することを目的に、「物権法」、「担保法」、「商標法」及び「商標法実施条例」の関連規定に基づき、本規定を制定する。

なお、国家工商行政管理総局商標局は登録商標専用権の質権登記手続の実施に責任を負うものとする。

第二条 自然人、法人またはその他組織が登録商標専用権に質権を設定する場合、質権設定者は質権者と書面契約を交わし、商標局に質権登記を申請しなければならない。

質権登記申請は質権者及び質権設定者が共同で提出しなければならない。質権者と質権設定者は直接商標局で申請を行うことができ、また商標代理機関に委託することもできる。

第三条 登録商標専用権質権登記の手続について、出質者は相応のまたは類似の商品・サービスにおいて登録した相応のまたは近似の商標を合わせて質権登記しなければならない。質権契約書及び質権登記申請書には質権を設定された商標の登録番号が明記されなければならない。

第四条 登録商標専用権の質権登記を申請する者は、以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 出願人が署名または捺印した「商標専用権質権登記申請書」。
- (二) 質権設定者、質権者の主体資格証明または自然人身分証明書の複写。
- (三) 主契約及び登録商標専用権質権契約。
- (四) 直接手続を行う場合、授權委託書及び被委託者の身分証明書を提出しなければならない。商標代理機関に委託した場合は、商標代理委託書を提出しなければならない。
- (五) 質権を設定される登録商標の登録証の複写。
- (六) 質権を設定される商標専用権の価値査定報告。ただし、質権者及び質権設定者の双方が質権を設定される商標専用権の価値について意見の一致に達しており、関連の書面による認可書類を提出している場合、申請人はこれを提出する必要はない。
- (七) その他提出すべき資料。

上記書類が外国語で記述されている場合は、同時に当該書類の中国語訳を提出しなければならない。中国語の訳文には翻訳機関及び翻訳者による署名、捺印による確認が必要である。

第五条 登録商標専用権質権契約は一般的に以下の内容を含む。

- (一) 質権設定者、質権者の氏名（名称）及び住所。
- (二) 被担保債権の種類、金額。
- (三) 債務者の債務履行期限。
- (四) 質権を設定される登録商標のリスト（商標登録番号、分類及び専用期間を明記すること）。

- (五) 担保の範囲。
- (六) 当事者によって約定されたその他の事項。

第六条 登記申請書類が揃い、規定を満たしている場合は、商標局はこれを受理する。受理日はすなわち登記日であり、商標局は登記日から5日以内に、双方の当事者に対して「商標専用権質権登記証」を発行する。

「商標専用権質権登記証」には、質権設定者及び質権者の名称（氏名）、質権を設定された商標登録番号、被担保債権の金額、質権登記期限、質権登記日を明記しなければならない。

第七条 質権登記申請が本弁法の第二条、第三条、第四条、第五条の規定を満たさない場合、商標局は申請者に通知し、30日以内の補正を許可するものとする。申請者が期限を過ぎても補正しない、または補正が要求を満たしていない場合、当該質権登記申請は放棄されたと見做し、商標局は申請者に書面で通知するものとする。

第八条 以下の項目に一つでも当てはまる場合、商標局は登記を受理しない。

(一) 質権設定者の名称と商標局の保存書類に記載される名称が一致せず、かつそれが登録商標権利者であるという関連証明及び証拠を提供できない場合。

(二) 契約の締結が法律法規の強制性規定に違反する場合。

(三) 商標専用権がすでに破棄、取消しされているかまたはその有効期限が満了しているにもかかわらず更新されていない場合。

(四) 商標専用権がすでに人民法院によって差し押さえられ、凍結されている場合。

(五) その他質権の設定条件を満たさない場合。

第九条 質権登記後、以下の項目に一つでも当てはまる場合、商標局は登記を破棄しなければならない。

(一) 本弁法第八条に掲げられた項目に属する状況が一つでも発見された場合。

(二) 質権契約が無効かまたは破棄された場合。

(三) 質権を設定された登録商標が法定の手続によって専用権を喪失した場合。

(四) 虚偽の証明文書の提出またはその他の詐欺的手段によって商標専用権質権登記を行った場合。

第十条 質権者または質権設定者の名称（氏名）変更、及び質権契約の担保である主債権の金額の変更を行う場合、当事者は以下の書類によって変更登記を行うことができる。

(一) 申請者が署名または捺印した「商標専用権質権登記事項変更申請書」。

(二) 質権設定者、質権者の主体資格証明または自然人身分証明書の複写。

(三) 登記事項変更に関連する協議書または関連証明書類。

(四) もとの「商標専用権質権登記証」。

(五) 授權委託書、被委託者の身分証明または商標代理委託書。

(六) その他関連書類。

質権設定者の名称（氏名）に変更が生じた場合も、「商標法实施条例」の規定に基づき商標局にて登録者名義変更申請を行う。

第十一条 担保された主契約の履行期限が延長された、主債権の期限通りの実現が不可能等の理由で、質権登記期限を延長する必要がある場合、質権者及び質権設定者双方は質権登記期限が満了する前に、以下の書類を用意して登記延期を申請しなければならない。

- (一) 申請者が署名または捺印した「商標専用権質権登記期限延期申請書」。
- (二) 質権設定者、質権者の主体資格証明または自然人身分証明の複写。
- (三) 当事者双方が署名した延期についての協議書。
- (四) もとの「商標専用権質権登記証」。
- (五) 授權委託書、被委託者の身分証明または商標代理委託書。
- (六) その他関連書類。

第十二条 質権登記事項変更申請手続または質権登記期限延期の申請後、商標局がもとの「商標専用権質権登記証」に新たに注記を加えて返送するか、または「商標専用権質権登記証」を新たに発行するものとする。

第十三条 商標専用権質権登記の取消しを行う場合、質権者及び質権設定者の双方は以下の書類を用意して取消しを申請することができる。

- (一) 申請者が署名または捺印した「商標専用権質権登記取消申請書」。
- (二) 質権設定者、質権者の主体資格証明または自然人身分証明の複写。
- (三) 当事者双方が署名した、質権登記解除協定または契約履行完了証明。
- (四) もとの「商標専用権質権登記証」。
- (五) 授權委託書、被委託者の身分証明または商標代理委託書。
- (六) その他関連書類。

質権登記期限満了後、当該質権登記は自動的に失効となる。

第十四条 「商標専用権質権登記証」を紛失した場合、商標局に対して再発行を申請することができる。

第十五条 商標局は質権登記簿を設け、一般の関係者の閲覧に供するものとする。

第十六条 逆担保及び最高額質権については本規定を適用するものとする。

第十七条 本規定は2009年11月1日から施行される。本規定の施行日より、「商標専用権質権設定登記手続」（国家工商行政管理局工商標字[1997]第127号）は廃止とする。

以上